

検討対象物質の用途一覧

物質名	用途	生産量等	分類 (※)	管理濃度 (現行)	産衛学会	ACGIH
エチレンイミン	タウリン、農薬、有機合成、各種高分子化合物（ポリエチレンイミンなど）（15911の化学商品（2011年版））	不明	②	0.5ppm	0.5ppm	0.05ppm (2009年)
ニッケル化合物	ステンレス鋼、合金鋼、ニッケル合金、鋳物などの製造。めっき製品、溶接、化学品、触媒、電池、硬貨、顔料など。（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	約19万トン（2006年）（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	②	ニッケルとして 0.1mg/m ³	ニッケル化合物、水溶性0.01mg/m ³ ニッケル化合物、水溶性でないもの 0.1mg/m ³ (2009年)	Niとして 可溶性ニッケル0.1mg/m ³ 不溶性ニッケル0.2mg/m ³ 亜硫化ニッケル0.1mg/m ³ (インハラブル粒子として)
ベリリウム及びその化合物	宇宙・エレクトロニクス・機械工業のベリリウム-銅その他の合金類として。宇宙・兵器・原子力工業で遊離金属として。エレクトロニクス及びマイクロエレクトロニクスでベリリウム酸化物として。（国際化学物質安全性計画 環境保健クライテリア106（1990年発行）（国立医薬品食品衛生研究所安全情報部による抄訳））	ベリリウム鉱石の年間世界生産量：約10,000トン（1980から1984年）・・・ベリリウムの約400トンに相当。（国際化学物質安全性計画 環境保健クライテリア106（1990年発行）（国立医薬品食品衛生研究所安全情報部による抄訳））	②	0.002mg/m ³	Beとして 0.002mg/m ³	Beとして0.00005mg/m ³ (インハラブル粒子として) (2009年)
硫化水素	分析試験（金属沈殿剤）、金属の精製、各種工業薬品、農薬、医薬品の製造、蛍光体（夜光、蛍光染料）、エレクトロルミネサンス（面照明）、フォトコンダクター（光電リレー露光計）製造、溶剤製造（DMSO、高級メルカプタン）、皮革処理（脱毛剤）（15911の化学商品（2011年版））	1,000トン（2009年）（15911の化学商品（2011年版））	②	5ppm	5ppm	1ppm (2010年)

物質名	用途	生産量等	分類 (※)	管理濃度 (現行)	産衛学会	ACGIH
エチレングリコール モノメチルエーテル	溶剤、水分測定、皮革の染色、速乾性油等、ジェット燃料の水結防止。ニトロセルロース、セルロースアセテート、合成樹脂等の溶剤、写真フィルムの製造、香料の固定剤、半導体やマイクロフィルム等（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	7,920トン（1998年～2002年の国内供給量（製造量＋輸入量－輸出量）（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	②	5ppm	0.1ppm (2009年)	0.1ppm (2006年)
酢酸イソペンチル	塗料、印刷インキ用溶剤、油脂、ワニス、ラッカー、靴クリーム、医薬品の抽出精製溶剤、果実エッセンス、ニトロセルロースの溶剤等（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	100トン（平成13年）（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	②	100ppm	50ppm (2008年)	50ppm (2000年)
酢酸ノルマルーペンチル	ラッカー、塗料、写真フィルム、マネキュア液、蛍光灯の蛍光物質等の溶剤、香料、ペニシリンの抽出、ドライクリーニングの染み抜き、殺虫剤等（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	200トン（平成13年推定）（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	②	100ppm	50ppm (2008年)	50ppm (2000年)
メチルイソブチルケトン	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱油剤、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤（15911の化学商品（2011年版））	生産53,127トン 輸出25,449,513kg 輸入431,620kg（15911の化学商品（2011年版））	②	50ppm	50ppm	20ppm (2010年)
オルトーフタロジニトリル	青色染料の中間体（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	データなし（産衛学会、許容濃度の暫定値の提案理由（2009年度））	①	未設定	0.01mg/m ³ (2009年)	設定なし

(備考)

1 分類欄について(※)

①は、日本産業衛生学会又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が許容濃度等を勧告している物質の内、管理濃度を設定していない物質。

②は、日本産業衛生学会又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が許容濃度等を勧告している物質の内、日本産業衛生学会又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容濃度等の値より管理濃度の値が高い物質。

2 許容濃度及びTLV-TWAの値について

許容濃度の値の方が管理濃度の値よりも低いものには、カッコ内に提案年度を記載した。

TLV-TWAの値の方が管理濃度の値よりも低いものには、カッコ内に採用年度を記載した。